

○国土交通省訓令第 号

国土交通省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第10章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理） 第28条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）並びに同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程（平成26年12月9日国土交通省訓令第40号）、気象庁特定秘密保護規程（平成26年12月10日気象庁訓令第14号）、<u>海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号）及び運輸安全委員会特定秘密保護規程（平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号）に基づき管理するものとする。また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）並びに同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省重要経済安保情報保護規程（令和〇年〇月〇日国土交通省訓令第〇〇号）、海上保安庁における重要</u></p>	<p>第10章 秘密文書等の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第28条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）、同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程（平成26年12月9日国土交通省訓令第40号）、気象庁特定秘密保護規程（平成26年12月10日気象庁訓令第14号）<u>及び海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号）並びに運輸安全委員会特定秘密保護規程（平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号）に基づき管理するものとする。</u></p>

経済安保情報の保護に関する訓令（令和〇年〇月〇日海上保安庁訓令第〇〇号）及び運輸安全委員会重要経済安保情報保護規程（令和〇年〇月〇日運輸安全委員会訓令第〇号）に基づき管理するものとする。

（特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

第29条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については、次に掲げるとおり管理するものとする。

一～十（略）

#### 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方  
（略）

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)～(6)（略）

（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

第29条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については、次に掲げるとおり管理するものとする。

一～十（略）

#### 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方  
（略）

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)～(6)（略）

## 附 則

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。